

令和7年度

第2回 いわき市部活動地域展開推進検討委員会

日 時:令和7年8月26日(火) 14:30～

場 所:東分庁舎5階 大会議室

★目 次★

1 報告事項【別紙1】

- 1 部活動地域展開アンケートについて
- 2 部活動地域展開アンケートからの考察
- 3 部活動地域展開アンケート結果報告
 - (1) 小学5年生 児童
 - (2) 小学6年生 児童
 - (3) 中学1年生 生徒
 - (4) 小学5年生6年生 保護者
 - (5) 中学1年生 保護者
 - (6) 小学校 教職員
 - (7) 中学校 教職員
 - (8) 市職員
 - (9) スポーツ少年団

2 協議事項

- (1) いわき市職員人材バンクの設置(案)について P1～P4
- (2) いわき市地域展開登録クラブ(案)について P5～P15

【別紙2】

- 1 令和7年度モデル事業の詳細について
- 2 学校送付資料
- 3 令和7年度モデル事業実施計画(案)
- 4 オンデマンド資料(管理職用)

2 協議事項

2-(1) いわき市職員人材バンクの設置（案）について

○今後予想される、地域クラブ・団体等における指導者数の不足の課題解消に向け、第一の手立てとして「教職員人材バンク」を設置



○令和7年7月8日 市内公立小中学校に「教職員人材バンク」募集資料（下図）を教職員に配布依頼

○8月1日現在の登録状況

●登録状況 **19名**登録

●内 訳

・陸上	0名	・合唱	0名
・水泳	0名	・吹奏楽	2名
・体操	0名	・箏曲	1名

・新体操	0名
・野球	2名
・ソフトボール	0名
・バスケ	2名
・バレー	7名
・ソフトテニス	3名
・卓球	0名
・バドミントン	0名
・サッカー	2名
・ハンドボール	0名
・柔道	0名
・剣道	0名

※ **割合0.72%**

**令和7年度
いわき市教職員人材バンク
(部活動地域展開指導者の募集について)**
いわき市教育委員会

いわき市では、令和9年度から休日（土曜日・日曜日、祭日）の中学校の部活動を地域で展開することを目指して準備を進めています。令和6年度から「部活動地域展開モデル事業」をスタートさせ令和8年度まで実施。その成果と課題を検証し令和9年度につなげていこうとしているところです。部活動の地域展開を進めるうえでは、様々なスポーツ種目、文化活動を行う地域クラブにおいて、多くの指導者が必要となります。そこで、

- 今後のモデル事業への参加も含めて、将来の地域展開に向けて「指導者」として携わりたい、
- 将来、地域の指導者として、児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の指導・育成に携わりたい、

このような希望を持たれている教職員の皆様を募集します！

モデル事業とは？
令和9年度以降の休日の地域展開に向けて、将来を見据えた方法での実施や課題の検証を行うために令和6年度から実施している取り組み。
令和8年度まで実施予定。

指導内容は？
土・日のいずれか、準備・後片付けを含めて4時間以内（指導は3時間以内）の業務が基本になります。
登録いただいた専門種目について指導をお願いしますが、指導内容の詳細については、実施主体の団体との打ち合わせになります。

申込み



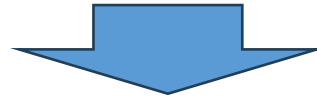
登録後はどうするの？
モデル事業に参加する実施主体や、現在活動している地域クラブ等で指導者が不足する場合に直接、お手伝いをお願いする連絡が届きます。日時・場所・報酬等の条件を確認していただき参加の可否を伝えます。
※教職員の皆様が登録する場合には、校長先生にご相談いただき、別紙「兼職兼業の手続き」により、申請を行います。

登録の方法は？
申し込みについては、中央の二次元コードからフォームにアクセスし、案内に沿って必要事項への記入をお願いします。

問い合わせ いわき市教育委員会学校教育課
TEL 0246-22-7542
部活動地域展開担当まで



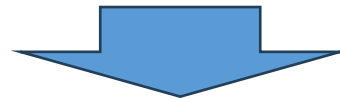
登録割合の低さ



「部活動地域展開アンケート」の教職員アンケート
「Q5部活動が地域クラブに移行した場合、指導者として関わりたいか」について、
62人

「指導したい、報酬があれば指導したい」小学校教職員5.8%（36人）、中学校教職員14.1%（62人）

再度、各学校に人材バンクについて
アナウンスを依頼し人材バンクの認知度を上げる必要性



今後の教職員の指導希望者（登録者数）の増加（+70人）を期待したいが



将来、広域での地域展開を想定している現状で、指導者が足りるか？

今後の対応
（指導者数の確保に向けた方策）

- 一の矢 → いわき市教職員からの指導者募集
- 二の矢 → いわき市職員からの指導者募集
- 三の矢 →

令和7年度 いわき市職員人材バンク (部活動地域展開指導者の募集について)

いわき市教育委員会

いわき市では、令和9年度から休日（土曜日・日曜日、祭日）の中学校の部活動を地域で展開することを目指して準備を進めています。令和6年度から「部活動地域展開モデル事業」をスタートさせ令和8年度まで実施。その成果と課題を検証し令和9年度につなげていこうとしているところです。部活動の地域展開を進めるうえでは、様々なスポーツ種目、文化活動を行う地域クラブ（仮称）において、多くの指導者が必要となります。そこで、

- 今後のモデル事業への参加も含めて、将来の地域展開に向けて「指導者」として携わりたい。
 - 将来、地域の指導者として、児童生徒のスポーツ・文化芸術活動の指導・育成に携わりたい。
- このような希望を持たれている

いわき市職員の皆さま！ まずは、

「令和7年度部活動地域展開モデル事業の指導者」として登録し、休日の活動で力を貸していただけませんか？

モデル事業とは？

令和9年度以降の休日の地域展開に向けて、将来を見据えた方法での実施や課題の検証を行うために令和6年度から実施している取り組み。

令和8年度まで実施予定。

申込み



制作中



登録後はどうするの？

モデル事業に参加する実施主体や、現在活動している地域クラブ等で指導者が不足する場合に直接、お手伝いをお願いする連絡が届きます。日時・場所・報酬等の条件を確認していただき参加の可否を伝えます。

※市職員の皆様登録する場合には、職員課（又は各任命権者の人事所管課）に対して事前に営利企業等の従事許可申請書及び必要書類を添付して提出し、任命権者から許可の通知を受ける必要があります。



指導内容は？

土・日のいずれか、準備・後片付けを含めて4時間以内（指導は3時間以内）の業務が基本になります。

登録いただいた専門種目について指導をお願いしますが、指導内容の詳細については、実施主体の団体との打ち合わせになります。

登録の方法は？

申し込みについては、中央の二次元コードからフォームにアクセスし、案内に沿って必要事項への記入をお願いします。

問い合わせ いわき市教育委員会学校教育課
TEL 0246-22-7542
部活動地域展開担当まで



【いわき市職員人材バンク設置に関する注意事項】

この度、令和9年度からの休日の地域展開に向けて、地域クラブチーム等の指導を希望するいわき市職員の指導者を募集します。

1 「いわき市職員人材バンク」への指導者の登録について

- (1) いわき市は、学校部活動の地域展開を推進するため、地域においてクラブ活動の指導等を希望する地域の人材等（指導者）を発掘・登録し、指導を必要とする地域クラブ活動及び学校等の求めに応じてその情報を提供することを目的とした「いわき市職員人材バンク」を設置します。
- (2) 登録申請いただいた情報のうち、次の情報を市に登録した地域クラブチームのみに公開し、当該情報を閲覧した地域クラブチームが求める人材の条件と合致したときに登録した指導者連絡を取り合うための情報を提供するものです。
- (3) 情報の提供を求める地域クラブチームは、提供を受けた人材バンク登録者に連絡し、依頼内容及び勤務条件等をお互いに納得したうえで地域クラブ活動等に参加いただくこととなります。

2 公開する情報について

登録した指導者情報のうち、以下の情報は人材バンク上で公開させていただきます。収集した個人情報は、いわき市個人情報保護条例に基づいて、適正に管理します。

- (1) 職業（所属先：電話番号含む）
- (2) 性別
- (3) 指導分野（スポーツ分野または文化芸術分野）
- (4) 指導可能地域
- (5) 指導者資格
- (6) 競技歴
- (7) 指導歴
- (8) 適切な指導に取り組むことの誓約（注意事項の確認・承諾）

3 「いわき市職員人材バンク」への登録から任用までの流れについて

- (1) 地域クラブチームの指導者として活動を希望される場合、登録申請を行っていただくことで、「いわき市職員人材バンク」に登録されます。

- (2) 指導者の配置を希望する地域クラブチーム等が、登録者情報を確認し、希望する指導者の情報を照会します。
- 地域クラブチームは、希望に合致した指導者に個別に連絡し、活動に日程や指導内容、謝金等について打合せを実施します。
- (3) 条件等が合致した場合、任用された方は、正式な任用結果について市教育委員会へ報告します。

4 指導者の登録要件及び資格の取り消しについて

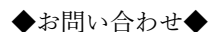
- (1) スポーツや文化芸術活動等における指導経験や資格を有するなど、専門的な知識・技能のある方。(資格は必ずしも必要としませんが、中体連大会に参加する場合には、指導者としての資格を必要とする競技もありますので、ご確認下さい)
- (2) 登録する指導者が、いわき市暴力団排除条例(令和元年8月26日制定)第2条の各号(※1)に該当しない者であること。また、学校教育法第9条の各号(※2)に該当しない者であること。
- ※1 暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係にある者など。
- ※2 禁固以上の刑に処せられていた者、教員免許失効後3年以内の者など
- (3) 過去の指導において、体罰、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、不適切な指導がない方。
- (4) 過去に犯罪歴のない方。

5 「いわき市職員人材バンク」申請の手続きについて

- (1) 登録申請
- 「いわき市職員人材バンク」に新規登録を希望する方は、登録用紙(いわき市教育委員会HPに掲載)のQRコードから申請してください。
- (2) 登録更新の申請
- 指導者の登録期間は年度毎とし、新年度の4月1日には、新たに再度更新をお願いします。(年度末に全ての情報をリセットいたします。)
- (3) 登録内容変更の申請
- 登録期間中において、登録内容に変更が生じた際は、いわき市教育委員会地域展開担当までご報告下さい。
- (4) 地域クラブチームへ任用された場合
- 地域クラブへの任用が決定した方は、正式に任用された旨を、いわき市教育委員会地域展開担当までご報告下さい。(人材バンク上に、任用されている旨表記をいたします。)

6 「いわき市職員人材バンク」登録指導者の情報提供ならびに指導者一覧閲覧の制限について

- (1) いわき市職員人材バンクに登録されている指導者一覧を閲覧し、指導者を採用できるのは、以下の団体のみとします。
- ① 令和7～8年度モデル事業実施団体。
- ② 「地域展開を進めるために発足した地域クラブ」または「地域展開の受け皿となっている地域クラブ」で以下の条件を満たすクラブ。
- 【条 件】
- ・ 将来の地域展開を見据え、地域の子供たちの受け皿として活動できるチームであること。
 - ・ 「いわき市立小中学校部活動運営方針」に則った活動(特に練習時間・休養)を行い、生徒の健康・安全面を第一に配慮できるチームであること。
 - ・ いわき市を拠点に活動しているチームであること。
 - ・ クラブチームの構成は、代表者・指導者・スタッフなど、18歳以上の指導者が3名以上いること。ただし、全員大学生で構成することはできない。
 - ・ 代表者・指導者・スタッフについて、いわき市暴力団排除条例(令和元年8月26日制定)第2条の各号(※1)に該当しない者であること。また、学校教育法第9条の各号(※2)に該当しない者であること。
- ※1 暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係にある者など。
- ※2 禁固以上の刑に処せられていた者、教員免許失効後3年以内の者など
- ・ いわき市が開催する指導者研修会に必ず出席すること。
 - ・ 政治・宗教・営利を目的とした活動ではないこと。
- (2) 指導者情報は、登録申請を完了することで、順次人材バンクにて公開します。
- (3) 登録指導者の情報は、分野(各種目)ごとに公開します。ご参照の上、求める要件に合致した指導者がいるかご確認ください。
- (注意) 任用された方はグレーに着色します。今後随時更新してまいります。



◆お問い合わせ◆

○いわき市教育委員会学校教育課 地域展開担当宛
〒970-8026 いわき市平字堂根町4番地の8
TEL: 0246-22-7542 FAX: 0246-22-7563
E-Mail: yokosuka-j@city.iwaki.lg.jp

2-(2) いわき市地域展開登録クラブ（案）について

参考資料

いわき市内スポ少設置状況（中学生の受け入を実施しているスポ少） ● … 令和7年度中体連参加チーム（7団体）

団名称	種目	活動回数	地区	活動施設	指導者数	団員数（年代別）					保険加入
						幼児	小学 1～3	小学 4～6	中学	高校	合計

なし	サッカー
----	------

スポーツチャンバラ

ソフトテニス
ソフトテニス
ソフトテニス
ソフトテニス
ソフトテニス
ソフトテニス

なし	ソフトボール
----	--------

バスケットボール
バスケットボール

バレーボール
バレーボール
バレーボール
バレーボール
バレーボール

ラグビーフットボール

レスリング

器械体操
器械体操

6 団体

2 団体

5 団体

2 団体



器械体操 新体操 エアロビ
新体操
新体操

3 団体

剣道
剣道
剣道
剣道

4 団体

柔道
柔道
柔道
柔道
柔道

4 団体

少林寺拳法
少林寺拳法

卓球
卓球
卓球

3 団体

軟式野球
軟式野球
軟式野球
軟式野球

4 団体

陸上競技
陸上競技
陸上競技

3 団体

いわき市地域クラブ等

参考資料

※青字はR7年度中体連登録選手あり 地域クラブ：スポ少登録なし スポ少等：スポ少登録あり

		1	男女	地域	2	男女	地域	3	男女	地域	4	男女	地域	5	男女	地域	6	男女	地域
陸上競技	地域クラブ																		
	スポ少等																		
水泳競技	地域クラブ																		
	スポ少等																		
体操競技	地域クラブ																		
	スポ少等																		
新体操	地域クラブ																		
	スポ少等																		
軟式野球	地域クラブ																		
	スポ少等																		
ソフトボール	地域クラブ																		
	スポ少等																		
バスケットボール	地域クラブ																		
	スポ少等																		
バレーボール	地域クラブ																		
	スポ少等																		
ソフトテニス	地域クラブ																		
	スポ少等																		
卓球	地域クラブ																		
	スポ少等																		
バドミントン	地域クラブ																		
	スポ少等																		
サッカー	地域クラブ																		
	スポ少等																		
ハンドボール	地域クラブ																		
	スポ少等																		
剣道	地域クラブ																		
	スポ少等																		
柔道	地域クラブ																		
	スポ少等																		
相撲	地域クラブ																		
	スポ少等																		
吹奏楽	地域クラブ																		
	スポ少等																		
合唱	地域クラブ																		
	スポ少等																		
美術	地域クラブ																		
	スポ少等																		
情報(PC)	地域クラブ																		
	スポ少等																		
その他	地域クラブ																		
	スポ少等																		

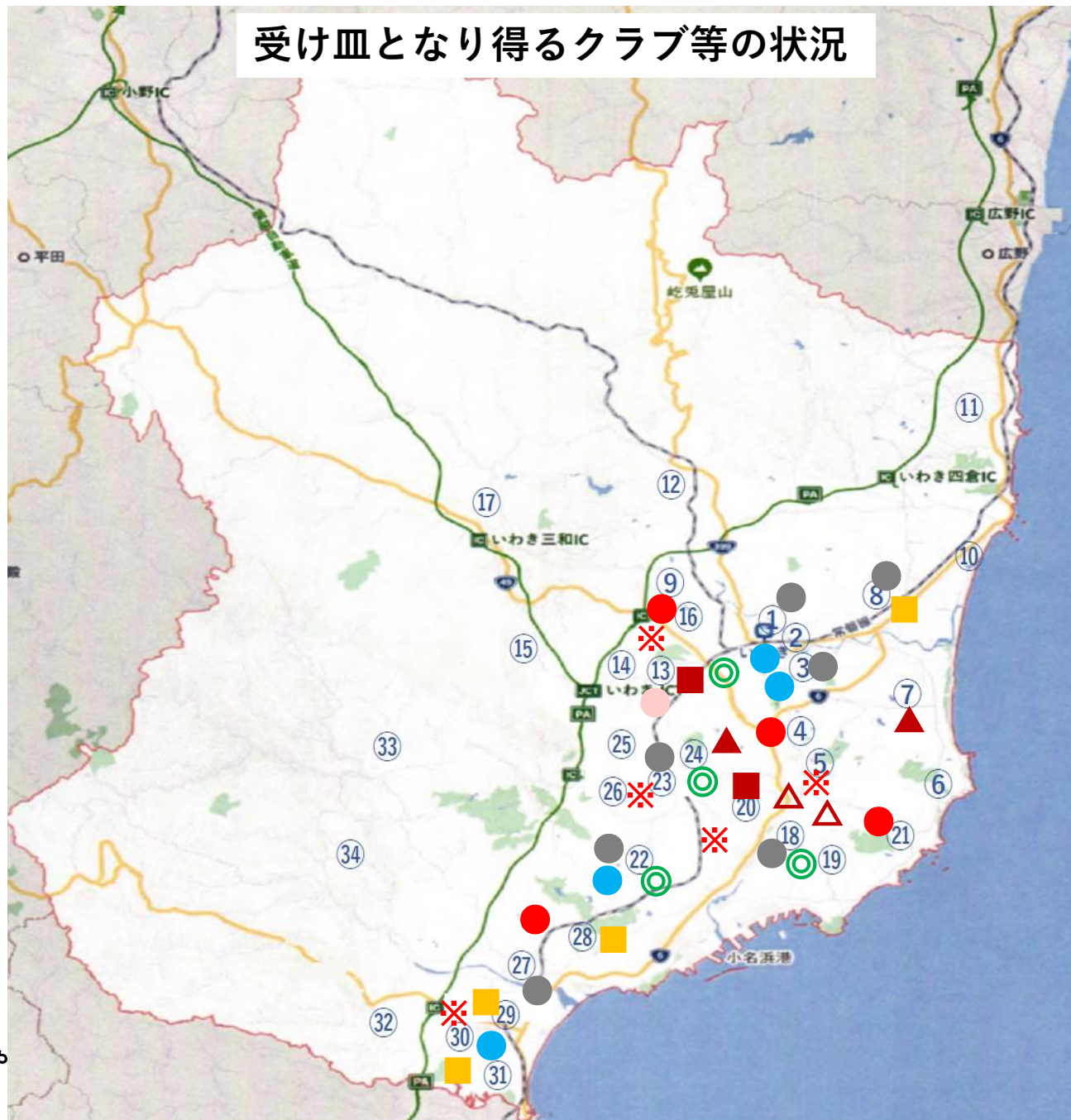
受け皿となり得るクラブ等の状況

参考資料

市内学校一覧

- | | |
|-----|-----|
| ①平一 | ⑬小一 |
| ②平二 | ⑭小二 |
| ③平三 | ⑮玉川 |
| ④中北 | ⑯江名 |
| ⑤中南 | ⑰泉 |
| ⑥豊間 | ⑱湯一 |
| ⑦藤間 | ⑲湯二 |
| ⑧草野 | ⑳湯三 |
| ⑨赤井 | ㉑磐崎 |
| ⑩四倉 | ㉒植田 |
| ⑪久浜 | ㉓植東 |
| ⑫小川 | ㉔錦 |
| ⑬内一 | ㉕勿一 |
| ⑭内二 | ㉖勿二 |
| ⑮内三 | ㉗川部 |
| ⑯好間 | ㉘遠野 |
| ⑰三和 | ㉙田人 |

- 陸上
(R7部員数655人)
特設部含む人数
- 野球
(R7部員数412人)
- ソフトボール
(R7部員数 21人)
- 剣道
(R7部員数127人)
- ◎ バスケット
(R7部員数646人)
- バレー(少人数受け入れ)
- ▲ バレー男子
(R7部員数 82人)
- △ バレー女子
(R7部員数331人)
- 合唱
(R6部員数 86人)
合唱部のある学校を表示
- ※ サッカー
(R7部員数208人)
中学生受け入れスポ少なし
既存のクラブチームでの活動や
新クラブ立ち上げ予定



部活動地域展開アンケートから

「部活動地域展開アンケート」の児童生徒アンケート

小中Q6 「休日(土・日曜日、祭日)に地域クラブ等で活動したいですか」について

小5 ●活動場所が家や学校の近くなら、自分が求める条件が合えば 約52%

小6 ●活動場所が家や学校の近くなら、自分が求める条件が合えば 約51%

中1 ●活動場所が家や学校の近くなら、自分が求める条件が合えば 約42%

「部活動地域展開アンケート」の保護者アンケート

小Q10、中Q8-1 「送迎が必要な場合でも参加させますか」について

小56△送迎場所や頻度によって参加させるかどうか検討する 約74%

●送迎が必要な場合は参加させない 約 6%

中1 △送迎場所や頻度によって参加させるかどうか検討する 約68%

●送迎が必要な場合は参加させない 約 6%



- ・ 活動場所が近ければ、休日に地域クラブ等で活動する児童生徒が増える可能性がある
- ・ 活動場所が近ければ、参加させる保護者の割合が高い

部活動地域展開アンケートから

「部活動地域展開アンケート」のスポ少等アンケート

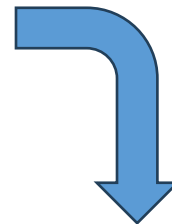
Q6 「中学生を受け入れることは可能ですか」について(受け入れている団体約50%)

- 受け入れ可能である 約19%
- 受け入れを検討している 約 2%
- △ 条件がそろえば検討してもよい 約19%

約40%

Q7 どのような条件がそろえば中学生の受け入れを検討できるか

- ・ 指導者の数 7団体
- ・ 活動場所の確保 6団体
- ・ 活動日、活動時間の設定 7団体
- ・ 中体連等大会参加の可否 4団体
- ・ 運営予算面 8団体
- ・ 保護者との連携 8団体
- ・ 学校との連携 7団体
- ・ 学校との切り離し、その他 2団体



受け皿となるクラブやスポ少等を増やすために、上記の条件を可能な限り整備できるよう支援すれば、受け皿が増える可能性がある。

「地域展開のために協力できるクラブチームを公募する」

目 的 ① いわき市の広域性をカバーできるクラブチーム等の確保

児童、生徒が将来にわたり継続的に運動・文化芸術活動に取り組める環境を整えるためにスポ少、クラブチームを中心とした受け皿を整備する

② 生徒・保護者が安心して通える、活動できるクラブチーム作り

指導者・クラブ自体の質(コンプライアンス問題、練習時間の制限による生徒の健康面)を支援することにより、生徒・保護者が安心して活動できるクラブにすること

1 いわき市地域展開登録クラブ設置の必要性

(1) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ より

令和 6 年 1 2 月 地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ
地域文化芸術活動ワーキンググループ

① 改革の理念

学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障

② 地域クラブ活動の在り方

国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要

2 市で策定する「登録要件」に同意できるチームが登録する仕組み

- (1) 「いわき市地域クラブ活動ガイドライン」、「事務局の定める規程」に基づいた認定
- (2) 「いわき市地域クラブ活動推進方針」を遵守した取組(部活動運営方針に準ずる規程)
 - ※ 活動時間を設定する等、生徒の健康管理を優先に考慮したクラブ運営
- (3) 年1回の指導者講習会の実施により体罰の撲滅やコンプライアンス遵守義務の徹底
- (4) 地域クラブとしての活動が非営利(営利目的ではない)であること
 - ※ その他いわき市認定クラブ登録要件に則る
 - ※ R8はいわき市地域展開登録クラブチームを基本にモデル事業実施を検討

3 市登録のクラブにすることでの利点(メリット)

- (1) 生徒、保護者が安心して活動できるクラブの紹介
- (2) 教職員人材バンク・いわき市職員人材バンクの閲覧、個別交渉可能

4 いわき市地域展開登録クラブ設置における課題について

- (1) 受け皿の数に見合う指導者の確保 ⇒ 指導者不足による質の低下(指導力・コンプライアンス問題)
- (2) クラブ自体の質の保証
- (3) 活動施設の調整
- (4) 受益者負担額

5 その他

- (1) 既存のクラブチームやスポ少、新規に立ち上げを希望するクラブ等の登録方法や周知方法広報等については、今後さらに検討していく予定
- (2) 特に登録の仕組み作りについては要検討

2 いわき市認定クラブ設置における登録要件(案)について



“Ohana”とは、ハワイ語で「家族」や「一族」を表す語といわれています。実際には、深く大きな絆で結ばれた人々を指すものとされ、他人であっても絆がある人は“Ohana”の中に含むことがあります。これからの未来、これまで学校の教育活動の一環として、子供たちの成長に資してきた部活動は行われず、全国の自治体と同様、いわきでも「地域クラブ活動」が展開されていきます。いわきでの地域クラブ活動は、その広さから広域となってしまうことが予想され、一見まとまりがないかのように映ります。しかしながら、同じプロジェクトの中で「自分と同じ中学生が、いわきのどこかで自分と同じように頑張っている」ことを感じつつ「いわきはひとつ」であることにいわきの絆を感じ、誇りを持って中学生には取り組んでくれることを期待し、いわきの地域クラブ活動の展開を“いわきOhanaプロジェクト”としました。

さらに、“フラシティいわき”としてまちづくりを進めている本市。フラ発祥の地であるハワイのあいさつとして有名な“アロハ”は、「こんにちは・さようなら・またね」などいろいろな意味が込められている言葉です。そのA・L・O・H・Aは、ハワイ州法の中では、次のような意味を持つ語の頭文字を取って作られた言葉であり、5つのアルファベットが表すそれぞれの価値観を表していると考えられています。

A	akahai	思いやり、優しさ	優しさを持って感じ考える
L	lokahi	調和、ハーモニー、協調性	調和の中になじり立つ
O	‘olu‘olu	心地よさ、喜び	感情と共に思考のバランスをとる
H	ha‘aha‘a	謙虚さ	謙虚さを示し謙虚である
A	ahonui	忍耐強さ	自立を学ぶ忍耐強さを持つ

これら5つの言葉はハワイの本質を表すとされ、ハワイの人たちの温かな心と誠実さが込められた言葉とされています。

学校での部活動ではなく、地域のクラブ活動として歩み始める、スポーツ、文化、芸術などの活動が、中学生の「やりたい」を叶えるだけでなく、それぞれの活動を通して「互いに思いやりを持ち、人や物事など他との調和の中で自分を見出し、喜びを見出しつつ感情と思考のバランスを確かにとり、常に謙虚で何事にも忍耐強く取り組むことができる自立した人間を育ていきたい」という願いを込め、本市における地域クラブ活動を統括して“いわき★アロハスピリットクラブ”と名付けました。

◎ 地域クラブの認定及び認定の取り消しの概要示しますが、登録要件の詳細については、本要件文書中の「○登録クラブに関すること」及び「○クラブの活動方針や活動内容等に関すること」を確認してください。

1 地域クラブの認定

本市及び事務局が地域クラブの設置・運営を支援するため、**事務局がいわき市地域クラブ活動ガイドライン及び事務局の定める規定**に基づき認定し、生徒が自分の興味・関心をもとに活動を選べるようにします。

2 認定要件及び認定の取り消しの概要

(1) 認定要件

① **いわき市地域クラブ活動推進方針**及び**本ガイドライン**を遵守すること

② **設置・運営者並びに指導者が事務局の行う研修を年に一度受講**し、体罰の撲滅やコンプライアンスの遵守等を約するほか、適宜の事務局の指導に従うこと

③ 地域クラブとしての活動が非営利で（営利目的でない）あること
※（運営団体として非営利であることまでは要さない）
※非営利とは、会費等の収入が、活動に係る人件費、消耗品や使用料等の直接経費とおおむね均衡している状態を指します。

④ この他、事務局の定める要件を満たすこと

(2) 認定の取り消し

いわき市版地域クラブ活動推進方針及び**本ガイドライン**並びに**事務局の定める関係規定**に違反し、本市又は事務局による指導後も是正されない場合には、認定を取り消します。また、違反の内容等が同方針及び本ガイドラインの趣旨・目的を著しく逸脱するなどした場合は、指導を経ずに認定を取り消す場合もあります。

○ 登録クラブの組織に関すること

1 参加者

(1) いわき市内の中学校の生徒を主な対象に、生徒の多様な学びの場として持続的に運営される団体であること。
※ 近隣市町村と連携を図る場合には、当該市町村内の中学校の生徒も対象となる。

(2) 未就学児から高齢者まで幅広い年代が交流する場となる活動を想定した団体でも可能であること。

2 活動場所

(1) 活動拠点を、原則、いわき市内とすること。

(2) できる限り参加者の移動負担の軽減に努めること。
※ 近隣市町村と連携を図る場合には、当該市町村内の施設等を活動場所とすることも可能である。

3 規約（クラブ会則等）の整備

(1) 団体ごとに規約（会則等）を作成・整備してあること。その内容として、次を参考とすること。 *は必須とする・

ア 団体（クラブ）の目的や理念 *

イ 代表者、副代表者、会計、監事などの4名の役員名 *

ウ 総会の開催

エ 会費（参加費）および定期的な会計報告 *

オ 入退会等の手続き *

カ トラブルや事故等の対応を含む管理責任の明確化 *

キ 活動内容や実績について生徒の所属校と情報共有すること

4 役員・指導者

(1) 団体（クラブ）の役員は4名以上（代表・副代表・会計・監事）で構成することを原則とし、役員は高校生を除く18歳以上のとすること。
※高校卒業後の学生のみで登録クラブの役員を構成することはできない。

(2) 学校の部活動の教育的意義を理解し継承・発展しながら、スポーツや文化芸術活動を行い、専門性の高い指導に努めること。

(3) 活動の指導者としては、最低限3名（主指導者、副指導者、緊急時対応等）を確保していること（役員と兼ねることも可）。

(4) クラブの指導者等関係者が、いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日施行）第2条1号から3号及び7号のいずれにも該当しないこと。
※別添1

(5) 参加者へ政治・宗教に関する活動をしなないこと。

5 会費等

(1) クラブとしての活動が非営利であること。

(2) 会費（参加費）を徴収する場合には、参加生徒（保護者）の理解を得て、運営団体や実施主体において、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な金額を設定すること。

6 その他

(1) いわき市立小中学校部活動運営方針を遵守していること。

(2) 年間または月の活動計画を作成できること。

(3) 参加者及び指導者並びに協力者等について、ケガ等に対する賠償責任にかかる保険に加入すること。

(4) 参加希望者を広く受け入れるとともに、参加者及びその保護者や学校、市行政の担当部局との連携、協力を図ることができること。

(5) 指導者等が、必要とされる研修会等に参加できること。

(6) 「傷病者発生時対応要領」及び「自然災害発生時対応要領」などの緊急時対応マニュアル及び災害対応マニュアルを作成すること。

13

○ クラブの活動方針や活動内容等に関すること

1 アロハスピリットクラブ登録クラブが目指す姿

- (1) 安全・安心にスポーツ活動や文化・芸術活動に取り組む環境作りに努めること。
- (2) 生徒の主体的な活動が促進されるよう活動が展開されること。
- (3) 生徒の個性を生かし伸ばすとともに、生徒どうしが共に高め合うなど人間的成長に資する活動となるよう指導に努めること。
- (4) 目の前の短期的な結果を追うのではなく、生徒の長期的な成長を見据えた指導に努めること。
- (5) 活動を通してアロハスピリットを育むこと。
 - A 互いに思いやりを持って助け合いましょう
 - L 周囲の人々との協調の中で自分の良さを見つけましょう
 - O 感動する心と考え判断できる冷静さを身につけましょう
 - H 支えてくれる人々に感謝しどんな時も謙虚にかつ努力しましょう
 - A 何事にもあきらめずに取り組む気持ちを高めましょう

2 適切な指導について

- (1) 適切な指導の実施や活動中の緊急時の対応等における参加者の安全・安心のため、活動時の指導者は複数名（主指導者1 副指導者1 連絡調整係等1 計3名以上が望ましい）体制で指導すること。
- (2) 体罰・暴言・ハラスメント等の行為や発言が、いかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、人権を尊重した活動を行うこと。
- (3) コンプライアンスを遵守するとともに、適宜事務局と連携するほか状況により事務局の指導に従うこと。

3 休養日の設定、適切な活動時間について

- 成長期にある生徒が、学校生活、日常生活、クラブの活動などバランスの取れた生活を送ることができるよう適切な活動日数や時間を設定すること。
- 「いわき市立小中学校部活動運営方針」※別添2を参考に、適宜休養日や活動時間の設定を行うこと。

2 適切な休養日や活動時間の設定等

本市における部活動は、次のルールのもとに行うものとする。

(1) 休養日の設定

- ① 平日に週1日以上、週休日（土・日）に週1日以上を休養日とする。
- ② 次の期間は、全市一斉の休養日とする。
 - ・夏季休業中の学校閉庁日
※学校閉庁日期間中または直後に大会があり、やむを得ず部活動を行う必要がある場合には、校長の判断により部活動実施可とする。ただし、部活動以外の業務は不可とする。
※学校閉庁日期間中に部活動指導に携わった教職員については、別日に休養日を設けること。
 - ・年末年始（12月29日～1月3日）6日間
- ③ 週休日（土・日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、活動した日から前後1ヶ月以内を目安とした他の週休日、または祝日に休養日を振り替える。
やむを得ず、この期間内に休養日を設けられない場合は、この期間に近い別日に休養日を設ける。
 - ・日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能である。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とする。
 - ・土曜日、日曜日に2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできない。
 - 大会前であっても同様である。
ただし、平日に行われる中学校体育大会やコンクール前の土・日曜日においては、両日において、上限3時間の練習はできるものとする。
 - ・土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設ける。
 - ・金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益と判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できる
- ④ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

- ① 平日における活動時間は、2時間を上限とする。
- ② 週休日（土・日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とする。
 - ・平日の大会あるいは週休日等の大会等及び練習試合は、上記活動時間の設定とは別に計画されるが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
 - ・上記の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとする。
- ③ 特設部活動等で朝練習を実施する場合の開始時刻は、校舎解錠後の午前7時以降とし、朝練習の指導に携わった教職員については、退勤時刻後の部活動指導時間を制限するなど、負担軽減を図ること。
また、常設部同様、適切に休養日を設定するとともに、必要最低限の日数になるよう、各学校で計画すること。

4 健康管理、安全管理、事故防止について

- 活動中の健康管理、安全確保に努め事故やトラブルの未然防止に努めること。
 - (1) 参加者の体力や健康状態、技能のレベルなどとともに、気温や湿度及び暑さ指数(WBGT)等の練習環境を考慮し、指導内容や休息时间、水分補給の時間等を設定すること。
 - (2) 使用施設(会場)や用具の点検等に努め、安心・安全な活動を推進すること。
 - (3) 保険の加入について
 - ① 地域クラブの運営団体・実施主体は、活動に参加する参加者や指導者について、活動中のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に加入すること。(※ いわき☆アロハスピリットクラブの活動は、学校で加入している日本スポーツ振興センター災害給付の対象外です。)
 - ② 活動会場への移動については、自家用車等による送迎、徒歩、自転車などが想定されることから、移動中の事故やけががあった場合について、それぞれの保険等を確認するとともに加入できる保険等について周知すること。
- (例) 自転車で移動する場合→自転車損害賠償保険の案内

5 緊急時の対応について

- (1) 地震や津波、ゲリラ雷雨など天候の急変時の避難など自然災害時の対応について、指導者どうしはもとより参加者及びその保護者も併せて共通理解を図ること。
- (2) 活動中の不審者への対応について共通理解を図ること。
- (3) 緊急時の危機管理対応マニュアルの整備に努めること。
- (4) 活動場所ごとの避難場所を確認すること。
- (5) 参加者の保護者や関係機関への緊急時の連絡体制を整備すること。

6 大会への参加について

- (1) 地域クラブで、中学校体育連盟(中体連)が主催する大会に参加を希望する場合は、「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則(日本中学校体育連盟)」、「福島県中学校体育大会における地域クラブ活動の登録条件等について(福島県中体連)」、「地域クラブ活動登録における注意点(福島県中体連)」、「福島県中学校体育大会における地域クラブ活動参加特例の競技部細則(福島県中体連)」、「福島県中学校体育大会における参加資格緩和について(福島県中体連)」等により参加の可否を確認するとともに必要な手続きを行うこと。
- (2) 地域クラブで、吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する場合は、吹奏楽連盟が定める「加盟団体に関する登録規定」や「各種大会実施規定」等により参加の可否を確認するとともに必要な手続きを行うこと。
- (3) 地域クラブで、合唱連盟主催のコンクールへの参加を希望する場合は、合唱連盟が定める「合唱コンクール開催規程」や「合唱コンクール参加規程」等により参加の可否を確認するとともに必要な手続きを行うこと。
- (4) その他、各種協会・連盟が主催する大会・コンクールへの参加を希望するクラブは、各種協会・連盟が定める参加規程等を確認の上必要な手続きを行うこと。